

2026年1月23日

各位

株式会社北洋銀行

## 旧券・旧貨・記念貨取扱手数料の新設について

株式会社北洋銀行(頭取 津山 博恒)は、「旧券・旧貨」および「記念貨幣」の取扱いに関して事務負担等を考慮して2026年4月1日(水)より取扱手数料を新設いたします。

今後もお客様の多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

記

### 1.手数料内容

新設日	2026年4月1日(水)
手数料名称	旧券・旧貨・記念貨取扱手数料
取扱手数料の対象となる 紙幣・貨幣	「旧券・旧貨」および「記念貨幣」 「旧券・旧貨」とは、日本銀行ホームページの「現在発行されていないが有効な銀行券・貨幣」を指します。 ・日本銀行ホームページ <a href="https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/past_issue/index.htm">https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/past_issue/index.htm</a> 「記念貨幣」とは、財務省ホームページの「記念貨幣一覧」に掲載のある貨幣を指します。 ・財務省ホームページ <a href="https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/list.htm">https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/commemorative_coin/list.htm</a> ただし、「取扱手数料対象外の紙幣・貨幣一覧」に記載の紙幣・貨幣は本取扱手数料の対象外とさせていただきます。
手数料内容(税込)	100枚まで 1,100円 以降、100枚ごとに 1,100円加算

### 【ご留意事項】

- ・紙幣・貨幣の計数後にご入金などを取りやめる場合や金額を変更される場合も手数料をいただきます。
- ・手数料は、ご入金を行う紙幣や貨幣とは別にご用意ください。

本件に伴い、「普通預金規定」「当座勘定規定(一般用)」「当座勘定規定(専用約束手形口用)」「納税準備預金規定」「貯蓄預金規定」を2026年4月1日(水)に改定します。改定の内容は新旧対比表をご参照ください。

## 2.取扱手数料対象外の紙幣・貨幣一覧

### (1)紙幣

種類	発行年月	表面肖像・図柄
10,000 円券	昭和 59 年(1984 年)11 月以降	福沢諭吉
5,000 円券	昭和 59 年(1984 年)11 月以降	樋口一葉、新渡戸稻造
2,000 円券	平成 12 年(2000 年)7 月以降	守礼門
1,000 円券	昭和 59 年(1984 年)11 月以降	野口英世、夏目漱石

### (2)貨幣

種類	発行年月 (10 円貨は製造開始年)	表面肖像・図柄
500 円貨	昭和 57 年(1982 年)以降	桐
100 円貨	昭和 42 年(1967 年)以降	桜花
50 円貨	昭和 42 年(1967 年)以降	菊花
10 円貨	昭和 26 年(1951 年)以降	平等院鳳凰堂、唐草
5 円貨	昭和 24 年(1949 年)以降	稻穂、歯車、水
1 円貨	昭和 30 年(1955 年)以降	若木

(2026 年 1 月 23 日現在)

以 上

### 《北洋銀行グループ サステナビリティ方針》

北洋銀行グループは「経営理念」と「行動規範」に基づく企業活動を通じて、当行グループを支えていただいている全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、当行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めます。

## 預金等規定改定新旧対比表

以下の各規定につき、下線部を追加します。

規定名	現行	変更後
普通預金規定	2. (証券類の受入れ) (1) ~ (4) 不変にて省略 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. (証券類 <u>等</u> の受入れ) (1) ~ (4) 不変にて省略 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>
貯蓄預金規定	2. (証券類の受入れ) (1) ~ (4) 不変にて省略 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. (証券類 <u>等</u> の受入れ) (1) ~ (4) 不変にて省略 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>
当座勘定規定 (一般用)	第1条 (当座勘定への受入れ) (1) ~ (3) 不変にて省略 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条 (当座勘定への受入れ) (1) ~ (3) 不変にて省略 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>この当座勘定に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>
当座勘定規定 (専用約束 手形口用)	第1条 (当座勘定への受入れ) (1) ~ (3) 不変にて省略 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条 (当座勘定への受入れ) (1) ~ (3) 不変にて省略 (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>この当座勘定に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>
納税準備預金 規定	2. (証券類の受入れ) (1) ~ (4) 不変にて省略 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2. (証券類 <u>等</u> の受入れ) (1) ~ (4) 不変にて省略 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 <u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u>